

昭和三十五年五月七日提出  
質 問 第 六 号

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の路線法定に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十五年五月七日

提出者 加藤 鏝 造

衆議院議長 清瀬 一郎 殿

## 国土開発縦貫自動車道中央自動車道の路線法定に関する質問主意書

一 国土開発縦貫自動車道中央自動車道東京・小牧間路線法定については、政府はさる三月十八日に開催の国土開発縦貫自動車道建設審議会の承認を得たのちに、さる四月一日に開かれた閣議において政府案を確定して国会提出を決定しているが、いまだに国会へ提出をみるに至っていない。

政府は、本件に関しては必要にして十分な手続を踏んでいるにもかかわらず、いまだに国会へ提出されるに至らない理由は何か。また、政府は、すみやかに今国会へ提出して可決させるために必要な措置を十分に講じているか。

二 国土開発縦貫自動車道を除くすべての高速自動車道の建設に関しては、高速自動車国道法によつて国土開発縦貫自動車道建設審議会の議を経れば政府において建設できることになってい

る。現在、自由民主党の一部議員によつて提案されようとしている東海道幹線自動車国道建設

に関する法律案は、現行法律の原則を破ろうとするものであると考えるが、政府の所見いかん。

三 さる三月九日に開かれた参議院予算委員会において、自由民主党の青木一男議員は、政府が某研究所（日本経済研究所）に委託した中央自動車道東京・小牧間の経済開発効果に関する調査報告書を、すみやかに公表することを要求しているが、政府はいまだに公表していない。この調査報告書公表に関する件は、中央自動車道の路線法定を促進する上にぜひとも必要な措置であり、中央自動車道の経済効果の公正な認識を喚起するために必要な資料である。

私の知るかぎりにおいては、この調査報告書はすでに完成しているはずであるが、政府はなぜこれを公表しないのか。

また、この調査報告書は、中央自動車道に有利な材料となるために、東海案を支持している一部の道路官僚が故意に公表をおさえているという説があるが、そのような事実があるのかど

うか。

また、この調査報告書はすみやかに公表すべきだと思うが、政府はいつ公表するのか。以上の三項目について政府の所見をできるだけ詳細に伺いたい。

右質問する。